

●規程改正の概要

要 旨	人事院勧告、山梨県人事委員会勧告等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。 (規程第 号)
内 容	以下のとおり、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正を行う。 給料表の改定 医療職給料表(一)を除き、中高年齢層の給料月額を引き下げる。 (平均改定率 0.19%) 年間影響額 機構全体 △413万円(△0.08%) 一人あたり平均 △ 5千円(△0.08%)
施行期日	平成23年12月1日から施行する。